

仕様書

1 件 名 沖縄県立総合教育センター本館空調機器更新工事

2 概 要 空調機器の更新取替

3 設置場所 沖縄県沖縄市与儀3丁目11番1号
沖縄県立総合教育センター本館

4 納入期限 令和9年3月31日

5 主な業務内容

沖縄県立総合教育センター本館に既設の空調機器を氷蓄熱式から空冷式に更新する。別紙の参考図面に記載の仕様書と同等品以上の未使用品を調達し、搬入・設置のうえ試験調整・動作確認・立会検査を行うものとする。動作確認において、異常、不具合又はその兆候が認められた場合は、必要な調整、補修その他の措置を行い、再確認すること。また、既設の空調機器の撤去及び処分を含むものとする。

6 基礎の打ち増しについて

空調機器の設置について、既存の基礎で設置できない場合は、基礎の打ち増し及び新設等を行うこと。

7 配線について

使用するケーブル線、アース線は既存の配線使用を基本とするが、本機設置に伴う導通試験等での不具合等での交換の必要や、新設を必要とする配線類については、受注者の負担において措置すること。

8 官公署等への手続き

受注者は、工事の実施に当たり関係官公署及びその他の関係機関に対する諸手続きが必要な場合は、受注者の責任において、法令及び条例の規定により迅速に処理しなければならない。なお、諸手続きに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

9 着工前の隣接施設の調査及び配慮

工事により隣接施設（土地、家屋、工作物及び道路等）を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ず

ること。汚染、損壊した場合は、原状回復すること。

10 受注者は、工事中に発生する産業廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理すること。

11 提出書類について

(1) 計画書等

契約締結後、すみやかに打ち合わせを実施し、当センターの行事予定等を確認のうえ、体制図及び全体スケジュールを含んだ工程表を作成し、提出すること。なお、騒音を伴う工事及び平日に職員が業務する部屋での工事は、土日祝日に実施すること。

(2) 成果品

成果品は書面（ファイル綴り）で提出すること

・工事報告書

（施工前及び施工中並びに完成写真、機器類試験成績書、各種保証書、完成図、取扱説明書等）

・完了通知書

・引渡書

・請求書

(3) フロン類

充填証明書又は回収証明書及び再生証明書又は破壊証明書

(4) その他

受注者は、その他発注者が必要に応じ指示する書類がある場合は、すみやかに指示する書類を提出すること。

12 疑義等の協議

本業務仕様書について、疑義等が生じた場合は、発注者と協議し、決定する。ただし、協議が整わない場合は、発注者の指示によるものとする。

13 一括再委託の禁止等

(1) 業務の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、「業務の主たる部分」については、その履行を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ発注者が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることができる。

【業務の主たる部分】

・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

(2) 指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に業

務の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

- (3) 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による承認を得なければならない。
- (4) 下請契約の相手方は県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。
- (5) 委託先が当該契約の競争入札参加者に業務の再委託を行うことは、入札参加者同士が相互に役務・物品等を供給する「相互供給」にあたり、契約手続の競争性等の観点から社会通念上不適切とされていることに鑑み、これを原則禁止する。

14 工事实績情報の登録について

工事实績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事については、登録を要しない。

15 その他

本工事は、本仕様書に記載してある事項以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」のそれぞれの最新版による。